

（第1面）

## 産業廃棄物処理計画書

2024年 06月 07日

静岡県知事殿

提出者

住所 静岡県御殿場市柴怒田970番地

氏名 キリンディスティラリー株式会社

代表取締役 岡田 義宗

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0550 - 89 - 3131

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	キリンディスティラリー株式会社		
事業場の所在地	静岡県	御殿場市	柴怒田970番地
計画期間	2024/4/1 ~ 2025/3/31		
当該事業場において現に行っている事業に関する事項			
① 事業の種類	飲料・たばこ・飼料製造業		
② 事業の規模	売上金額 125億円		
③ 従業員数	186名（総合職111名、その他75名）		
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり		

（日本産業規格 A列4番）

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)  
別紙のとおり

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	排出量
	燃え殻	0.850 t
	汚泥（泥状のもの）	16.726 t
	有機性汚泥	2,261.085 t
	廃油	0.882 t
	廃アルカリ	0.001 t
	廃プラスチック類	33.860 t
	木くず	1.980 t
	動・植物性残渣	48.450 t
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	6.580 t
	水銀使用製品産業廃棄物	0.040 t
	蛍光灯	0.209 t
	冷蔵庫	0.200 t
	乾電池	0.030 t
	複合材	2.174 t
	（これまでに実施した取組） 複合材：有価物として売却できる電気製品、部品名を社内分別基準に明示して、有価物化を促進した。 廃プラスチック類：有価物化の事例を社内に共有することで、新たな有価物化につなげた。	
	【目標】	

		産業廃棄物の種類	排出量
②計画		燃え殻	0.850 t
		汚泥（泥状のもの）	1.600 t
		有機性汚泥	3,162.300 t
		廃油	0.800 t
		廃アルカリ	0.001 t
		廃プラスチック類	33.500 t
		木くず	1.950 t
		動・植物性残渣	48.000 t
		ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	6.500 t
		水銀使用製品産業廃棄物	0.040 t
		蛍光灯	0.200 t
		冷蔵庫	0.200 t
		乾電池	0.030 t
		複合材	2.000 t
		（今後実施する予定の取組） 蛍光灯：順次LEDランプに切り替える 廃プラスチック類：PPバンド、ビニールひもの有価物化を検討する	
	産業廃棄物の分別に関する事項		
	①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 複合材：特殊工具を使わなくても分解可能なものは分解し、発生した金属は有価物として売却する	
	②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 複合材：いったん、事務局に排出物情報を連絡してもらうことで、上記取り組みを継続していく	



		0.000 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
(今後実施する予定の取組)			
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
	(これまでに実施した取組)		
【目標】			

②計画	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
(今後実施する予定の取組)			



	0.000 t
	0.000 t
	0.000 t
	0.000 t
	0.000 t
	0.000 t

(今後実施する予定の取組)

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和 5 年度）実績】

産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				全処理委託量 (t)
	① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	
燃え殻	0.140	0.850	0.000	0.000	0.850
汚泥（泥状のもの）	1.646	16.726	0.000	0.000	16.726
有機性汚泥	783.645	2,261.085	0.000	0.000	2,261.085
廃油	0.882	0.882	0.000	0.000	0.882
廃アルカリ	0.001	0.001	0.000	0.000	0.001
廃プラスチック類	15.820	33.860	0.000	0.000	33.860
木くず	1.980	1.980	0.000	0.000	1.980
動・植物性残渣	0.000	48.450	0.000	0.000	48.450
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	0.530	6.580	0.000	0.000	6.580
水銀使用製品産業廃棄物	0.040	0.040	0.000	0.000	0.040
蛍光灯	0.209	0.209	0.000	0.000	0.209

①現状



	冷蔵庫	0.000	0.200	0.000	0.000	0.200
	乾電池	0.030	0.030	0.000	0.000	0.030
	複合材	2.174	2.174	0.000	0.000	2.174
	<p>(これまでに実施した取組)  すべての廃棄物について処理後再生している。</p>					

産業廃棄物の種類	【目標】				
	① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)
燃え殻	0.140	0.850	0.000	0.000	0.850
汚泥（泥状のもの）	1.600	1.600	0.000	0.000	1.600
有機性汚泥	1,020.000	3,162.300	0.000	0.000	3,162.300
廃油	0.800	0.800	0.000	0.000	0.800
廃アルカリ	0.001	0.001	0.000	0.000	0.001
廃プラスチック類	15.500	33.500	0.000	0.000	33.500
木くず	1.950	1.950	0.000	0.000	1.950
動・植物性残渣	0.000	48.000	0.000	0.000	48.000
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	0.500	6.500	0.000	0.000	6.500
水銀使用製品産業廃棄物	0.040	0.040	0.000	0.000	0.040
蛍光灯	0.200	0.200	0.000	0.000	0.200
冷蔵庫	0.000	0.200	0.000	0.000	0.200
乾電池	0.030	0.030	0.000	0.000	0.030
複合材	2.000	2.000	0.000	0.000	2.000
(今後実施する予定の取組)					

②計画

		新入従業員に対し、分別講習会を開催し、廃棄物の分別を浸透させ、有価物化を図る
※事務処理欄		

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

# 廃棄物処理フロー図



廃棄物管理体制

廃棄物管理責任者・・・エンジニアリング環境安全部長

廃棄物管理担当・・・エンジニアリング環境安全部

